平成 29 年度第 4 回

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 議 次 第

日 時 平成30年2月1日(木) 午後4時30分~ 会 場 宇都宮市役所14階 14A会議室

- 1 開 会
 - (1) 会議録署名委員の選出
- 2 議 事
 - (1) 報告事項
 - ・報告第1号 国民健康保険税に係る制度改正について
 - (2) 協議事項
 - ・協議第1号 答申書(案) について
 - (3) その他
- 3 その他
- 4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成29年10月6日現在

委員種別	氏 名	役 職 等
	村 田 雅 彦	市 議 会 議 員
	半貫光芳	"
	浜 野 達 哉	宇都宮商工会議所青年部 理事
第 1 号 委 員被保険者代表	山森睦美	ッ 女性部 理事
	相良利和	市 農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者
	大根田 博章	公 募 委 員
	鈴 木 信 次	II .
第 2 号 委 員 保 険 医・ 保 険 薬 剤 代	片山 辰郎	市医師会会長
	小 林 健 二	市医師会副会長
	齋 藤 公 司	II .
	金 子 達	"
	北條茂男	市歯科医師会会長
	長谷川 英一	市歯科医師会専務理事
	石 﨑 一郎	市薬剤師会会長
第 3 号 委 員 公 益 代 表	角 田 充 由	市 議 会 議 員
	増 渕 一 基	II .
	◎塚田 典功	II .
	〇大 貫 隆 久	市 社 会 福 祉 協 議 会 副 会 長
	檜 山 和 子	市民生委員児童委員協議会会長
	上 野 元 子	字 都 宮 人 権 擁 護 委 員 協 議 会 字
	笹 川 陽子	宇都宮 共和 大学 専任 講師
第 4 号 委 員 被用者保険等 保 険 者 代 表	宮 﨑 務	全国健康保険協会栃木支部 支 部 長
	郷 孝 夫	│ 栃 木 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 │ 事
	関 川 隆 雄	S U B A R U 健 康 保 険 組 合 宇 都 宮 支 部 事 務 長

◎:会長 ○:会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役職
酒 井 典 久	保健福祉部長
川侯浩	保健福祉部次長
大 島 誠 司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
小 林 正 典	保健福祉部保険年金課長 ※1
石井 三士	保健福祉部保険年金課長補佐
関 本 耕 司	保険年金課管理グループ係長
目 黒 淳 一	保険年金課国保給付グループ係長
中 村 昇	保険年金課国保税グループ係長
小 林 靖	保険年金課収納グループ係長
岩 崎 豊 弘	保険年金課滞納整理グループ係長
丸 山 浩一	保険年金課管理グループ総括 ※2
斎 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
髙 賀 茂 泉	保険年金課国保税グループ総括
大 友 治	保険年金課収納グループ総括
加藤尚	保険年金課滞納整理グループ総括
新 田 恭 久	保険年金課管理グループ主任
篠 原 順 子	保健福祉部健康増進課長
半田 正道	健康増進課企画グループ係長
吉 田 琴	健康増進課健康づくりグループ係長
齋 藤 順 子	健康増進課健康診査グループ係長

^{※1} 書記長

^{※2} 書記

報告第1号

国民健康保険税に係る制度改正について

1 平成30年度税制改正

国民健康保険税の課税の内容を含む「平成30年度税制改正大綱」が平成29年12月22日に閣議決定され、今後、地方税法及び地方税法施行令の改正・施行が見込まれる。

この税制改正に伴い,平成30年度以降の国民健康保険税の課税に係る制度が以下のとおり変更となる。

2 改正内容

(1) 課税限度額の引上げ

国民健康保険税の課税の上限額となる課税限度額を年額89万円から 93万円に引き上げる。

〔課税限度額〕

区 分	2 9 年度	3 0 年度税制改正
医療保険分	5 4 万円	<u>58万円</u> (+4万円)
後期高齢者支援金分	19万円	19万円 (変更なし)
介護保険分 (40 歳~64 歳)	16万円	16万円(変更なし)
計	89万円	93万円 (+4万円)

【本市の対応】

本市の課税限度額を引き上げるかどうか(89万円⇒93万円)について、 平成30年度国民健康保険運営協議会において協議いただく予定。

地方税法及び同法施行令では,国民健康保険税の課税限度額の上限額を 規定しており,各市町村は,その上限額を越えない範囲で課税限度額を条 例に定め課税している。

※本市では、従来、国の課税限度額(上限額)が改正された年度の国保運営協議会に諮り、翌年度の課税分から適用してきた。

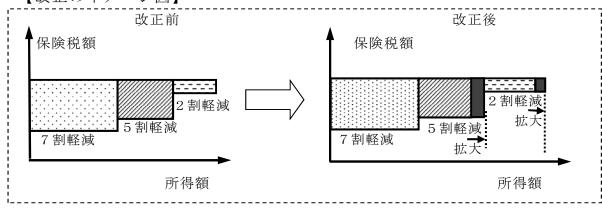
(2) 軽減判定基準の改定

低所得者の軽減のうち5割軽減・2割軽減の判定の際の所得基準を引き上げる。

[軽減判定基準]

軽減区分	改正前 (現行)	改正後
7割軽減	3 3 万円	33万円(変更なし)
5割軽減	33万円+ <u>27万円</u> ×(被保険者数	33万円+ <u>27.5万円</u> ×(被保険
	+ 特定同一世帯所属者数) 33万円 + 49万円×(被保険者数	者数+特定同一世帯所属者数) 33万円+ <u>50万円</u> ×(被保険者数
2割軽減	+特定同一世帯所属者数)	+特定同一世帯所属者数)

【改正のイメージ図】



【本市の対応】

地方税法等の改正後,平成30年3月末までに条例改正を行い,平成30年度の国民健康保険税課税分から適用する予定。

地方税法等の一部改正は平成30年3月末日までに決定・公布される 見込みであるため、平成30年度の国民健康保険税の賦課期日である4 月1日以前の3月末日までに本市の条例改正を行う必要がある。

※軽減判定基準は、全国一律に同内容での措置が行われるものであることから、本市としても法改正に沿った対応となる。

(案)

宮国保運協第 号

平成30年2月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 塚田 典功

国民健康保険税の税率の見直し等について (答申)

平成29年8月3日付け宮保年第1525号により諮問のありました標記の件につきまして、本協議会を開催し、関係資料等に基づき慎重に協議した結果、結論を得ましたので答申いたします。

答申に当たって

国民健康保険については、国民皆保険制度の最後の砦として、重要な役割を果たしていながら、被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費水準は高く所得水準は低いなどといった、構造的な問題を抱えており、多くの自治体において厳しい財政運営を強いられている。

本市の国民健康保険財政も例外ではなく、これまでも「保険税収納率の向上」や「医療費適正化の推進」など、あらゆる財政健全化策に全力で取り組んできたところであるが、歳出に見合った歳入の十分な確保が困難であることから、平成26年度には6年間据え置いた税率を引き上げるとともに、被保険者と一般市民の間の負担のバランスを十分考慮しながら、一定の基準に基づき一般会計からの繰入を行うことにより収支均衡を図っている状況である。

こうした中、国においては制度改革を進め、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度からの新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は事業運営に必要な費用を国保事業費納付金として都道府県に納め、それに応じた保険税率を決定することとなることから、本市の国民健康保険事業においても、引き続き、安定的な事業運営及び財政健全化に向けた対策が必要である。

このような状況を踏まえながら、今般、本協議会においては、市長から「国民健康保険税の税率の見直し等」についての諮問を受け、平成30年度以降の国民健康保険の安定的な事業運営の実現に向け、これまで計4回の会議を開催し、本市の国民健康保険の現状や財政健全化に向けた今後の取組、また、新制度の内容等を勘案しながら今後の収支見通しとその財源などについて慎重に議論を重ねてきたところであり、その意見を集約し、以下のとおり答申する。

1 国民健康保険の財政健全化策について

国民健康保険財政の健全化に当たっては、まず何よりも、保険者である市自らが率先して経営努力を行い、保険税収納率の向上や医療費の適正化などを図ることが肝要である。

そのため、「栃木県国民健康保険運営方針」や「宇都宮市国保経営改革プラン」、「宇都宮市国保アクションプラン」などに基づき、計画的かつ着実に事業を推進するとともに、制度改革に伴い創設された保険者努力支援制度を十分に活用しながら、国民健康保険財政の健全化を図られたい。

2 国民健康保険税の税率について

平成30年度からの新制度においては、県が財政運営の責任主体となり、市は事業運営に必要な費用を国保事業費納付金として県に納め、それに応じた保険税率を決定することとなる。

こうした中、平成31年度までの財政運営の見通しにおいては、現行の繰入基準の範囲内で、一般会計からの繰入を行うことにより、収支均衡が図れる見込みであることから、税率については現行どおりとされたい。

また,一般会計からの繰入は一般市民の負担そのものであることから,被保険者の負担と一般市民の負担のバランスを十分に考慮するとともに,国保経営改革プランに基づき,財政健全化に向けた更なる経営努力を行い,引き続き繰入額の縮減に努められたい。

なお,社会情勢の変化や経済状況等を長期に見通すことは難しいことから, 2年後を目途に,直近の状況に応じて,改めて税率の見直しを検討されたい。

3 国民健康保険税の課税限度額について

国民健康保険税の課税限度額について、本市においては、現在、地方税法施行令に定める上限額と同額としているところであるが、平成30年度税制改正に伴う政令の改正により、上限額の引き上げが予定されていることから、政令が改正された場合は、本市国民健康保険税の課税限度額の見直しについて検討されたい。

宇都宮市国民健康保険運営協議会開催経過

- 1 第1回運営協議会(平成29年8月3日)
 - (1) 市長から「国民健康保険税の税率の見直し等について」の諮問
 - (2) 平成28年度国民健康保険特別会計の決算状況(見込み)について
 - (3) 国保アクションプラン28の実績と国保アクションプラン29 の取組について
 - (4) 平成29年度国民健康保険税の課税状況について
- 2 第2回運営協議会(平成29年9月28日)
 - (1) 国民健康保険を取り巻く環境と本市国保の現状について
- 3 第3回運営協議会(平成29年12月21日)
 - (1) 国民健康保険税の税率の見直しについて
- 4 第4回運営協議会(平成30年2月1日)
 - (1) 国民健康保険税に係る制度改正について
 - (2) 答申書(案)について

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員

(会長及び職務代理者以外は五十音順)

会長 塚田 典功

職務代理者 大貫 隆久

委員 石﨑 一郎

委員 上野 元子

委員 大根田 博章

委員 角田 充由

委員 片山 辰郎

委員 金子 達

委員 郷 孝夫

委員 小林 健二

委員 齋藤 公司

委員 相良 利和

委員 笹川 陽子

委員 鈴木 信次

委員 関川 隆雄

委員 長谷川 英一

委員 浜野 達哉

委員 半貫 光芳

委員 檜山 和子

委員 北條 茂男

委員 増渕 一基

委員 宮﨑 務

委員 村田 雅彦

委員 山森 睦美